

第5章 活力湧き出る産業振興のまちづくり

第1節 農業

現状と課題

今日の農業は、食料自給率の低下と農畜産物価格の低迷、農業就業人口の減少・担い手の不足、高齢化、耕作放棄地の増大など、多くの課題に直面しています。特に近年の米事情は、消費の減少により需給バランスがくずれ、農業経営に大きな影響を及ぼしています。

本町では、平成12年に農業土地利用の方針策定について、田原本町水田農業振興計画を策定し、この計画の推進を図っていますが、麦作振興は生産調整事業を考慮した上で、平成12年から土地利用集積型により個人及び地域で麦の作業受託等の集積を行い、当初作付面積1.9ha（平成12年）から40ha（平成16年）まで作付面積の拡大が図られました。また、地区内の合意による担い手（認定農業者）への土地利用集積の促進を図りつつ、生産性の向上と効率的農業の展開をめざし、用排水路施設、ため池、農道等の土地基盤整備を図っています。さらに、平成17年に国の食料農業農村基本計画が策定され、今後、この計画に基づく担い手の明確化と農地・水・環境保全対策が求められています。

このことから、営農及び集約農業に連携した組織的な活動を通じて営農形態の合理化と効率化や担い手育成を推進するとともに、地域において農地・水・環境保全対策と質的向上を図るため、地域の共同活動を推進し、また、土地利用に係る生産基盤の整備充実に努める必要があります。

また消費者からは、農産物に対してより安全で高品質を求める声が高まっていることから、本町の農産物を活用した直売所を開設していますが、今後より一層地域に根ざした「顔がみえる」「安全で安心な農産物」の取り組みを進め、地産地消運動を推進し、農産物に高付加価値を図る必要があります。

その他、農業の活性化を図るために、都市住民との交流などによる農業生産の維持・増進などを推進していく必要があります。

農業

担い手の育成・支援

安心・安全・信頼の確保

経営を支える生産基盤の整備

食育の推進

施 策

1. 担い手の育成・支援

①担い手の育成

担い手育成総合支援協議会を設置し、地域の中核を担う中核農家、次世代の農業を担う農業後継者、田植えや稲刈り等の作業を受託する農作業受託組織等の多様な担い手の育成・支援を図ります。

②担い手に対する大規模化への支援

地域における担い手の認定農業者等に対し、共同機械購入支援などを行い、大規模化への支援を図ります。

③法人化加速への支援

関係機関と連携を図り、集落営農組合・特定農業団体・認定農業者等を特定農業法人・農業生産法人へと効率的かつ安定的な農業経営体に早期発展するよう支援します。

2. 安心・安全・信頼の確保

①農産物の生産振興

消費者ニーズに応じ、安心と安全に配慮した品種、技術の導入や本町の農産物全体の市場性の強化につながる産地ブランドの確立を積極的に推進します。

②地産地消の推進

本町の推進作物であるトマト・ナス・イチゴ・ホウレンソウなどの産地直結の販売を実施するほか、学校給食においても本町で収穫された農作物を提供するなど、地産地消事業を展開します。

③環境保全型農業の導入・普及

本町のもつ農業資源を活かし、化学肥料や農薬の使用を低減し生産性の向上が図られるよう環境保全型農業を推進します。

④都市住民との交流

農業者による市民農園・観光農園の開園を働きかけ、都市住民との交流を推進し、農村の活性化を支援します。

3. 経営を支える生産基盤の整備

①農業用水路の整備

農地の保全と生産基盤整備を推進するための農業用水路の整備を図り、集落営農の活性化を図ります。

②農業用道路の整備

農業の生産性の向上、農産物の流通の合理化及び農業の近代化を促進するとともに、農村環境の改善を図るため、農業用道路の整備を推進します。また、農業用道路としての機能を保持し、適正かつ計画的な維持管理に努めます。

③農村環境の整備

水環境整備事業を推進するとともに、集落周辺のため池、用水路等の親水空間などの整備・管理を図り、農村環境の改善を進め、自然環境の保全を図ります。

④効率的な経営の推進

今後、収益性の高い作物を担い手農家や集落営農組織などの経営体に導入し、生産性の高い産地づくりを推進します。また、優良農地の保全、生産基盤の整備、農地の流動化を促進し、集落を基軸とした安定的かつ効率的な農業経営の推進を図ります。

4. 食育の推進

①生産者と消費者の交流促進や環境と調和のとれた農業の活性化

消費者と生産者の交流促進を進め、信頼関係を構築するとともに、食品の安全性の確保、食糧資源の有効利用の促進を図ります。

②食文化の発展のための活動支援

地域の農産物を使用した特色ある食文化を認識し、料理講習会を実施して優れた食文化を発展させます。

● 農業の現況

	総農家数 (戸)	販 売 農 家						自給的農家	
		専業農家		第1種兼業農家		第2種兼業農家		農家数 (戸)	構成比 (%)
		農家数 (戸)	構成比 (%)	農家数 (戸)	構成比 (%)	農家数 (戸)	構成比 (%)		
平成 2年	1,643	106	6.5	123	7.5	958	58.3	456	27.8
平成 7年	1,479	110	7.4	131	8.9	822	55.6	416	28.1
平成12年	1,292	100	7.7	115	8.9	716	55.4	361	27.9
平成17年	1,218	122	10.0	99	8.1	593	48.7	404	33.2

資料:農林業センサス

- ※ 兼業農家：世帯員中に兼業従事者が1人以上いる農家をいい、第1種兼業農家と第2種兼業農家に区分される。
- ※ 第1種兼業農家：兼業農家のうち、自営農業を主とする農家
- ※ 第2種兼業農家：兼業農家のうち、自営農業を従とする農家
- ※ 自給的農家：経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

